

個別規程 IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE

令和 3 年 8 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(品目)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE には、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
IPv4 接続(動的 IP)	IPv4 通信時に IPv4 アドレスが動的に割り当てられるもの
IPv4 接続(固定 IP)	IPv4 通信時に IPv4 アドレスが固定で割り当てられるもの

第 2 条(最低利用期間)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE 契約」といいます。)における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 3 条(IP アドレスの特定)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE において使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者が IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE 契約において使用する IP アドレスは、IP アドレスの割り当てを行う事業者が割り当てる IP アドレスとなります。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE を利用することはできません。

第 4 条(利用資格)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE を利用するには、契約者は、IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE で使用する電気通信回線として、以下の各号に定めるいずれかを当社、NTT 又は当社が定める第三者と契約する必要があります。

(1) 当社が指定する当社サービス

(2) NTT が提供するフレッツ光ネクスト

(3) NTT が提供するフレッツ光クロス(4) 当社が定める第三者が提供するコラボ光 (NTT が提供する「フレッツ光ネクスト」及び「フレッツ光クロス」に対応する回線に限定します。NTT が提供する「フレッツ光ネクスト」及び「フレッツ光クロス」と併せて、以下「IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE 対応回線」といいます。)

2 IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE 対応回線について、当社が新たに NTT の提供するフレッツ・v6 オプションが必要であると判断した場合にあっては、当該 IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE 対応回線に係るフレッツ・v6 オプションの申し込み手続きを、当社が契約者に代わり NTT に対して行うものとします。契約者は、IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE の利用の申し込みをもって、当該申し込み手続きを当社に委任したものとみなします。

第 5 条(サービスの廃止)

当社は、NTT 若しくは当社が指定する第三者が IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE 対応回線の提供を終了した場合又はインターネットマルチフィードが「transix」の提供を終了した場合、IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE を廃止します。

第 6 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

第 7 条(料金)

契約者が、IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE の利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 8 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 9 条(料金の減額)

NTT 若しくは第三者の IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE 対応回線又はインターネットマルチフィードの「transix」が全く利用し得ない状態が生じた場合(契約者に責がある場合を除きます。)におい

て、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE 契約の料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 10 条(技術的事項)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE における技術的事項は、別紙 4 のとおりとします。

附則

平成 24 年 5 月 1 日施行

この契約約款は、平成 24 年 5 月 1 日から実施します。

平成 26 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

平成 26 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

平成 27 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

平成 28 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

平成 29 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

令和 2 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

令和 3 年 8 月 1 日変更

1 この契約約款は、令和 3 年 8 月 1 日から実施します。

2 令和3年7月31日以前の契約約款に基づき成立した IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE 契約は、品目を「IPv4 接続(動的 IP)」とする IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE 契約として有効に存続するものとします。

別紙 1 IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE における料金等

[第 7 条関係]

1 初期費用

品目	料金
IPv4 接続(動的 IP)	10,000 円
IPv4 接続(固定 IP)	10,000 円

2 月額費用

品目	料金
IPv4 接続(動的 IP)	14,000 円
IPv4 接続(固定 IP)	20,000 円

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 8 条関係]

第 2 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2. に定める基本料金

別紙 3 料金の減額 [第 9 条関係]

インターネットマルチフィードが定める契約約款に基づき、当社がインターネットマルチフィードに対し支払いを要しないこととなった料金額と同額を減額するものとします。

別紙 4 技術的事項 [第 10 条関係]

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ IPoE における責任分界点は、当社のネットワーク接続装置と契約者の構内ネットワークとの接続点とします。